

第11期中間決算公告

2025年12月26日

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBI地銀ホールディングス株式会社
代表取締役社長 長谷川 靖

中間連結貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	4,674,786	預 金	13,052,900
コールローン及び買入手形	52,233	譲 渡 性 預 金	3,293,423
買 入 金 錢 債 権	286,258	コールマネー及び売渡手形	394,345
特 定 取 引 資 産	303,443	売 現 先 勘 定	356,774
金 錢 の 信 託	483,858	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	617,025
有 債 証 券	3,689,015	特 定 取 引 負 債	254,754
貸 出 金	10,003,390	借 用 金	1,694,329
外 国 為 替	82,625	外 国 為 替	1,701
割 賦 売 掛 金	1,410,786	短 期 社 債	143,500
リース債権及びリース投資資産	301,010	社 債	216,475
そ の 他 資 産	510,801	そ の 他 負 債	687,056
有 形 固 定 資 産	59,603	賞 与 引 当 金	5,781
無 形 固 定 資 産	50,285	役 員 賞 与 引 当 金	11
退 職 給 付 に 係 る 資 産	37,789	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,937
繰 延 税 金 資 産	29,977	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	262
支 払 承 諾 見 返	793,976	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	921
貸 倒 引 当 金	△142,175	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	3,368
		利 息 返 還 損 失 引 当 金	19,001
		繰 延 税 金 負 債	8,903
		支 払 承 諮	793,976
		負 債 の 部 合 計	21,552,450
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	69,600
		資 本 剰 余 金	180,949
		利 益 剰 余 金	408,563
		株 主 資 本 合 計	659,113
		そ の 他 有 債 証 券 評 價 差 額 金	△8,636
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	15,483
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,393
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	5,948
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	11,401
		新 株 予 約 権	8
		非 支 配 株 主 持 分	404,692
		純 資 産 の 部 合 計	1,075,216
資 产 の 部 合 計	22,627,666	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	22,627,666

中間連結損益計算書

[2025年4月1日から
2025年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	364,090
資 金 運 用 収 益	165,791
(う ち 貸 出 金 利 息)	(116,405)
(う ち 有 債 証 券 利 息 配 当 金)	(34,606)
役 務 取 引 等 収 益	41,579
特 定 取 引 収 益	4,772
そ の 他 業 務 収 益	116,013
そ の 他 経 常 収 益	35,934
経 常 費 用	301,440
資 金 調 達 費 用	101,449
(う ち 預 金 利 息)	(47,622)
(う ち 借 用 金 利 息)	(3,316)
(う ち 社 債 利 息)	(5,213)
役 務 取 引 等 費 用	17,663
そ の 他 業 務 費 用	70,979
営 業 経 常 費 用	87,033
そ の 他 経 常 費 用	24,313
経 常 利 益	62,650
特 別 利 益	322
特 別 損 失	1,833
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	61,140
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,798
法 人 税 等 調 整 額	△15,871
法 人 税 等 合 計	△8,072
中 間 純 利 益	69,212
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	15,275
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	53,937

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 63社

主要な会社名

株式会社SBI新生銀行

株式会社アプラス

昭和リース株式会社

新生フィナンシャル株式会社

新生信託銀行株式会社

新生インベストメント&ファイナンス株式会社

UDC Finance Limited

SBI新生アセットファイナンス株式会社

武田産業株式会社他1社は株式取得等により、当中間連結会計期間から連結しております。

また、EasyLend Finance Company Limited他2社は清算結了により、東京ネオプリント株式会社は株式売却により、株式会社クリアパスは吸収合併により、株式会社エス・エル・ウイング他1社は重要性が減少したことにより、連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 37社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他10社は、匿名組合方式による貸貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及び子法人等並びにその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社及び子法人等との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第191条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- ③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかつた当該他の会社等 1社

会社名

株式会社エス・ピー・パック

投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有し、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）第16項の要件を満たしているため、中間連結財務諸表作成にあたり、子会社又は子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0 社

② 持分法適用の関連法人等 50 社

主要な会社名

株式会社島根銀行

株式会社福島銀行

株式会社じもとホールディングス

株式会社きらやか銀行

株式会社仙台銀行

NECキャピタルソリューション株式会社

SBI PEホールディングス株式会社

ニッセン・クレジットサービス株式会社

MB Shinsei Consumer Credit Finance Limited Liability Company

新生青山パートナーズ 9 号投資事業有限責任組合他 2 社は清算結了等により、新生グロースキャピタル株式会社他 2 社は重要な影響力の喪失により、持分法の適用対象から除いております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 37 社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他 10 社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及び子法人等並びにその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社及び子法人等との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第 194 条第 1 項第 2 号により、持分法の適用対象から除いております。

他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等 0 社

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 45 社

12月 24 日 2 社

12月末日 1 社

3月末日 4 社

5月末日 1 社

6月 16 日 2 社

6月末日 8 社

② 9月末日以外の日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち、13 社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、1 社については、8月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、また、他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引（その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む）については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券（債券）については、外国通貨による時価を中間連結決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っています。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っています。

(5) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（借手側のリース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び当社の主要な連結される子会社であるSBI新生銀行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、他の動産については主として定率法により償却し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 4年～20年

また、有形リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

② 無形固定資産（借手側のリース資産を除く）

無形固定資産のうち無形資産は、連結される子会社及び子法人等に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、定額法により償却しております。また、償却期間は次のとおりであります。

商標価値 20年

商権価値（顧客関係） 8年～13年

また、のれんについては、主として5～9年で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～15年）に基づいて償却しております。

③ リース資産（借手側）

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当社の主要な連結される子会社であるSBI新生銀行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

同行では破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー（以下、「将来キャッシュ・フロー」という。）を合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該将来キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下、「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグレーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

同行以外の連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、同行及び同行以外の一部の連結される子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は55,097百万円であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当社の主要な連結される子会社であるSBI新生銀行及び同行以外の一部の連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超えて、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率（以下、「グレーベン金利」という。）により営業を行っていた貸金業者が、債務者から利息制限法の上限金利を超過して受け取った利息の返還請求に起因して生じる返還額（損失）に備えるために、その必要額を計上するものであります。利息の返還請求は、貸付に関する契約書に債務者が超過利息を含む約定利息の支払いを遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする2006年の最高裁判所の判断に基づくもので、一般的に、債務者からの返還請求があれば、利息制限法に定められた上限利率により計算した金額を超えるときはその超過部分（以下、「過払利息」という。）について貸金業者は返還することとなります。

当社グループでは、連結される子会社である新生フィナンシャル、新生パーソナルローン、アプラス及びアプラスインベストメントにおいて、2007年度より新規顧客及び既存顧客の一部について既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行い、2010年6月の改正貸金業法の完全施行により、新規貸付はすべて利息制限法の範囲内の貸付利率で実施しております。しかしながら、過去にグレーベン金利での貸付を行っていたことから、債務者からの返還請求に伴って将来生じる過払利息の返還額を見積り、利息返還損失引当金として計上しております。

利息返還損失引当金の算定にあたっては、グレーベン金利による貸付金を対象として、新生フィナンシャル及び新生パーソナルローンでは、「過払利息返還の対象となる母集団」（以下、「口座数」という。）に、「当該母集団のうち債務者との和解等により、将来、顧客へ過払利息の返還がなされるであろう比率」（以下、「返還率」という。）と1口座当たりの過払利息返還見込金額等を、一定期間乗じることにより将来過払利息返還が見込まれる額を見積っております。また、アプラス及びアプラスインベストメントでは、過去の返還請求件数の推移から将来の一定期間における返還請求件数を予想し、それに1顧客当たりの返還請求見込金額を乗じることにより、将来過払利息返還が見込まれる額を見積っております。

なお、利息返還損失引当金は、将来の利息返還額を合理的に見積ることにより算定されており、その算定における仮定には、過去の利息返還額の発生状況に係る分析に加え、過払利息返還の対象となる口座数の減少件数、返還率、返還請求件数、1口座又は顧客当たりの過払利息返還見込金額等が将来どのように遷移していくかについての予想が含まれております。

(14) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当中間連結会計期間末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は退職給付に係る資産として計上）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（10.00～12.00年）による定額法により
按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(15) 重要な収益及び費用の計上基準

① 信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

（アドオン方式契約）

信用購入あっせん（包括・個別） 7・8分法

信用保証（保証料契約時一括受領） 7・8分法

信用保証（保証料分割受領） 定額法

（残債方式契約）

信用購入あっせん（包括・個別） 残債方式

信用保証（保証料分割受領） 残債方式

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

(イ) 包括信用購入あっせんにおける収益のうち、代行手数料収入及び年会費収入は「④顧客との契約から生じる収益の計上基準」に従って計上しております。

(ロ) 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

(ハ) 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

② リース業務の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（2008年3月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結される子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は20百万円増加しております。

③ 消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専業の連結される子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

④ 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主として個人業務セグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入、及びペイメント事業の集金代行収入やカード事業（包括信用購入あっせん）の代行手数料収入、並びに法人業務セグメントにおける中古建設機械等の売却収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されたものと判断して収益を認識しております。

また、カード事業（包括信用購入あっせん）の年会費収入については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されたものと判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の主要な連結される子会社であるSBI新生銀行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

同行以外の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産及び負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当社の主要な連結される子会社であるSBI新生銀行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

同行以外の一部の国内の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっており、国際財務報告基準（IFRS）を適用している一部の在外の連結される子会社及び子法人等については、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しており、ヘッジ手段に関する公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益（「繰延ヘッジ損益」に含めて計上）として認識し、ヘッジ非有効部分は純損益として

認識しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当社の主要な連結される子会社であるSBI新生銀行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

③ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(18) グループ通算制度の適用

当社は、SBIホールディングスを通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。また、当社の主要な連結される子会社であるSBI新生銀行及び一部の国内の連結される子会社は、2025年7月30日までSBI新生銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

2025年7月31日付で同行の親会社であるSBIホールディングス株式会社による完全支配関係が生じたことから、2025年7月30日をもって、同行を通算親法人とするグループ通算制度の適用を取りやめております。

追加情報

(SBI新生銀行発行のA種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の完済)

2025年7月31日付で、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社は、当社の主要な連結される子会社であるSBI新生銀行が発行するA種優先株式の全てを預金保険機構から、同行B種優先株式の全てを株式会社整理回収機構からそれぞれ取得しました。

これにより、同行の公的資金230,018百万円は完済となりました。

(退職給付制度の改定)

当社の主要な連結される子会社であるSBI新生銀行は、2025年4月1日より退職給付制度の改定を行い、確定給付企業年金制度に加え、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

(中間連結貸借対照表関係)

- 関係会社の株式又は出資金の総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く）は次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
株式	78,366
出資金	13,261

(注) 株式のうち、共同支配企業に対する投資の金額は、4,887百万円であります。

- 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有している有価証券は1,409百万円であります。
- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	31,220百万円
危険債権額	30,377百万円
三月以上延滞債権額	636百万円
貸出条件緩和債権額	58,214百万円
合計額	120,449百万円

また、上記のほか、割賦売掛金については次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,514百万円
危険債権額	1,309百万円
三月以上延滞債権額	1,274百万円
貸出条件緩和債権額	2,083百万円
合計額	13,181百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,511百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出債権の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、31,737百万円であります。また、原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、16,792百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	148百万円
金銭の信託	1,636百万円
有価証券	1,478,589百万円
貸出金	1,933,621百万円
割賦売掛金	215,408百万円
リース債権及びリース投資資産	7,390百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,247百万円
売現先勘定	356,774百万円
債券貸借取引受入担保金	617,025百万円
借用金	1,304,281百万円
社債	216,475百万円
その他負債	4百万円
支払承諾	81,036百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券51,238百万円を差し入れております。

また、中間連結貸借対照表上の「その他資産」には、金融商品等差入担保金146,814百万円、保証金8,345百万円及び先物取引差入証拠金1,257百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,744,870百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,284,455百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 73,574百万円

9. 無形固定資産には、連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産3,014百万円が含まれております。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は150百万円であります。

11. 連結される子会社における営業取引としての偶発債務（動産引取予約）は975百万円であります。

12. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（国内基準）は7.45%であります。

なお、「連結自己資本比率（国内基準）」は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号）」に基づき算出しております。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他業務収益」には、リース収入51,006百万円、割賦収入33,337百万円及び賃貸資産売上15,169百万円を含んでおります。
2. 「その他経常収益」には、株式等売却益16,143百万円、持分法による投資利益8,077百万円、償却債権取立益3,958百万円及び金銭の信託運用益4,034百万円を含んでおります。なお、持分法による投資利益には、2025年6月に持分法適用の関連法人であるNECキャピタルソリューション株式会社の株式を追加取得したことに伴い発生した、負ののれん相当額3,738百万円を含んでおります。
3. 「その他業務費用」には、リース原価44,947百万円及び賃貸資産処分原価13,917百万円を含んでおります。
4. 「営業経費」には、人件費33,251百万円、のれん償却額211百万円及び連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額195百万円を含んでおります。
5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額20,184百万円を含んでおります。
6. 「特別利益」には、負ののれん発生益322百万円を含んでおります。
7. 「特別損失」には、固定資産処分損39百万円及び当社グループの以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額（百万円）
東京都、大阪府、茨城県等	支店店舗等	建物及びその他の有形固定資産	1,249
東京都、福岡県、大阪府	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	20
計			1,269

当社グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において、一部の連結される子会社及び子法人等では廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは1,086百万円、その他の有形固定資産に関するものは169百万円、ソフトウェアに関するものは12百万円であります。

8. 当社グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）第7項を適用し、当中間連結会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

9. 中間包括利益は102,914百万円であります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2025年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、並びにレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	57,343	57,343
金銭の信託	—	3,686	121,158	124,844
有価証券	403,478	1,205,454	302,194	1,911,127
売買目的有価証券	—	—	0	0
その他有価証券	403,478	1,205,454	302,194	1,911,127
株式	5,725	2,355	—	8,080
国債	383,104	—	—	383,104
地方債	—	2,179	—	2,179
社債	—	28,821	112,827	141,648
外国証券 (*1)	14,648	176,427	188,590	379,666
その他 (*1)	—	995,670	777	996,447
資産計	403,478	1,209,140	480,697	2,093,316
デリバティブ取引 (*2) (*3)	52	62,132	△75,420	△13,236
金利関連	—	89,863	△49,753	40,110
通貨関連	—	△27,975	△25,667	△53,643
債券関連	52	—	—	52
クレジット・デリバティブ	—	244	—	244

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。当該投資信託の中間連結貸借対照表計上額は1,500百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は△36,436百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、短期社債は短期間（1年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				中間連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	—	—	221,342	221,342	228,732	△7,389
金銭の信託 (*1)	—	33,216	327,823	361,039	358,435	2,603
有価証券	638,812	7,762	1,025,176	1,671,751	1,696,681	△24,929
満期保有目的の債券	602,091	—	1,025,176	1,627,268	1,631,029	△3,761
国債	598,572	—	—	598,572	605,108	△6,535
外国証券	3,519	—	1,025,176	1,028,695	1,025,921	2,774
関連法人等株式	36,720	7,762	—	44,483	65,651	△21,167
貸出金 (*2)	—	5,474,919	4,452,722	9,927,642	9,930,687	△3,045
割賦売掛金 (*3)	—	170,580	1,209,362	1,379,942	1,353,827	26,114
リース債権及びリース投資資産 (*4)	—	7,590	299,190	306,781	293,020	13,760
資産計	638,812	5,694,069	7,535,617	13,868,499	13,861,385	7,113
預金	—	9,368,048	3,675,435	13,043,483	13,052,900	9,416
譲渡性預金	—	—	3,294,226	3,294,226	3,293,423	△803
借用金	—	1,177,306	511,726	1,689,033	1,694,329	5,295
社債	—	216,469	—	216,469	216,475	6
負債計	—	10,761,824	7,481,388	18,243,213	18,257,128	13,914

(単位：百万円)

区分	時価				契約額等
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
その他	—	—	—	—	—
債務保証契約 (*5)	—	△145	△8,084	△8,230	793,976

(*1) 金銭の信託に対応する貸倒引当金を578百万円控除しております。

(*2) 貸出金に対応する貸倒引当金を72,703百万円控除しております。貸出金のうち、連結される子会社及び子法人等が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、19,001百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

(*3) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延を28,156百万円、貸倒引当金を28,801百万円控除しております。

(*4) リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を1,136百万円控除しております。リース投資資産については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る見積残存価額を6,852百万円控除しております。

(*5) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品は、取引金融機関から提示された価格をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

その他の取引については、主に貸出金と同様の方法等により算定した価額をもって時価とし、また、債権の性質上短期のものについては、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、現在価値技法等によって算定した価格を時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に外国債券がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、主にレベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

証券化商品は、主に独立した第三者等から入手する評価をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の債券及びその他有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものについては約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては中間連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスク、その他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、住宅ローンについては、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の新規貸出を行った場合に想定されるスプレッドを加味した割引率により割り引いて時価を算定しております。

また、消費者金融債権については、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、実績元利回収率をもとに見積ったキャッシュ・フローを、業界団体等より公表されている指標を考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

当座預金、普通預金等、預入期間の定めがない要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、その他の預金で預入期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金及び譲渡性預金については、満期までの約定キャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の預金を新規に受け入れた場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものについては、中間連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当社及び連結される子会社及び子法人等の信用リスクを反映した調達金利、あるいは同様の新規借入を行った場合に想定される利率により割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

社債

公募債で市場価格の存在する社債については、当該市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

市場価格のない社債のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては、中間連結決算日時点の見積りキャッシュ・フローを、連結される子会社及び子法人等や外部格付に対応した信用リスクを反映した調達金利によって、割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としております。

店頭取引については、主に金利や為替レート、ボラティリティ等をインプットとし、現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。

また、デリバティブ取引の評価には、流動性リスク、取引相手方に関する信用リスク調整（以下、「CVA」という。）及び、デリバティブ取引の主体である当社の主要な連結される子会社であるSBI新生銀行に関する信用リスク調整（以下、「DVA」という。）を反映させております。CVA・DVAの計算においては、市場で観察されたCDSスプレッドもしくは、推定したスプレッドから算出される倒産確率を考慮しております。取引相手との担保差入による信用リスク軽減、また、各契約のネッティング効果によるリスク軽減も考慮しております。

時価のレベル分類については、取引所取引は主にレベル1の時価に、店頭取引は観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	期限前償還率	0.0%–0.2%	0.2%
		倒産確率	0.1%–1.3%	0.3%
		回収率	0.0%–60.0%	50.4%
		割引率	0.2%–16.9%	0.4%
金銭の信託	現在価値技法	期限前償還率	0.0%–6.7%	5.4%
		倒産確率	0.0%–4.9%	1.6%
		回収率	30.0%–100.0%	80.1%
		割引率	0.2%	0.2%
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	期限前償還率	—	—
		倒産確率	1.6%	1.6%
		回収率	80.0%	80.0%
		割引率	0.2%	0.2%
デリバティブ取引				
金利関連	現在価値技法 オプション評価モデル	金利間相関係数	29.0%–85.0%	—
		金利為替間相関係数	8.0%–38.0%	—
		回収率	35.0%–74.0%	—
通貨関連	現在価値技法	回収率	35.0%–74.0%	—

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年9月30日)

(単位：百万円)

区分	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち中間 連結貸借対照表日 において保有する 金融資産及び金融 負債の評価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上					
買入金銭債権	58,945	100	△294	△1,408	—	—	57,343	0
金銭の信託	124,033	985	△226	△3,634	—	—	121,158	△54
有価証券	218,087	4,663	△13	79,456	—	—	302,194	△63
資産計	401,067	5,749	△533	74,414	—	—	480,697	△117
デリバティブ取引	△64,919	△12,814	—	2,313	—	—	△75,420	△13,427
金利関連	△40,822	△11,209	—	2,278	—	—	△49,753	△10,175
通貨関連	△24,097	△1,604	—	34	—	—	△25,667	△3,251

(*1) 中間連結損益計算書に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはミドル部門にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。算定された時価は、ミドル部門にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性を確認しております。また、ミドル部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

期限前償還率

期限前償還率は、元本の期限前償還が発生すると予想される割合であり、過去の期限前償還の実績をもとに算定した推計値です。一般的に、期限前償還率の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇又は下落を生じさせます。

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

回収率

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

割引率

割引率は、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とするリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、2種変数間の変動の関係性を示す指標であります。相関係数の著しい変動は、原資産の性質に応じて、デリバティブの時価の著しい上昇（下落）を生じさせる可能性があります。

（注3）市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額 (2025年9月30日)
① 市場価格のない株式等 (*1) (*3)	31,663
② 組合出資金等 (*2) (*3)	48,042
合計	79,705

(*1) 市場価格のない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等には、匿名組合、投資事業組合への出資金等が含まれ、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当中間連結会計期間において、市場価格のない株式等について25百万円、組合出資金等について364百万円の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	199,848	199,872	23
	外国証券	859,468	862,243	2,774
	小計	1,059,317	1,062,115	2,797
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	405,260	398,700	△6,559
	外国証券	166,452	166,452	—
	小計	571,712	565,153	△6,559
合計		1,631,029	1,627,268	△3,761

2. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	7,264	4,707	2,556
	債券	23,187	22,756	430
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	23,187	22,756	430
	その他	1,129,764	1,110,270	19,493
	外国証券	255,403	254,425	977
	その他	874,360	855,844	18,515
	小計	1,160,215	1,137,734	22,481
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	815	1,095	△279
	債券	503,746	529,539	△25,793
	国債	383,104	402,790	△19,685
	地方債	2,179	2,200	△20
	社債	118,461	124,549	△6,087
	その他	305,144	318,054	△12,910
	外国証券	124,742	135,012	△10,269
	その他	180,401	183,042	△2,640
	小計	809,706	848,689	△38,983
合計		1,969,922	1,986,424	△16,501

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は61百万円（その他の証券61百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の債務者区分ごとに次のとおり定めております。なお、債務者区分の定義は、「2. 会計方針に関する事項 (7) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（2025年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	482,646	482,758	△111	632	△744

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメントごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	法人業務			
	法人業務	個人業務	その他 (*5)	合計
役務取引等収益 (*1) (*6)	2,834	13,181	△336	15,680
その他業務収益 (*2) (*6)	2,605	17,007	737	20,350
その他経常収益 (*3) (*6)	2,807	-	-	2,807
顧客との契約から 生じる経常収益	8,248	30,189	400	38,838
上記以外の経常収益 (*4) (*6)	209,005	96,459	19,787	325,252
外部顧客に対する 経常収益	217,253	126,649	20,188	364,090

(*1) 顧客との契約から生じる役務取引等収益は主として、個人業務セグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入及びペイメント事業における集金代行収入であります。

(*2) 顧客との契約から生じるその他業務収益は主として、法人業務セグメントにおける中古建設機械等の売却収入及び個人業務セグメントのカード事業における代行手数料収入や年会費収入であります。

(*3) 顧客との契約から生じるその他経常収益は主として、法人業務セグメントにおける事業承継支援による販売収入であります。

(*4) 主として、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引及び「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用範囲に含まれるリース取引等における収益が含まれております。

(*5) その他セグメントには、海外事業及び証券投資に係る収益、報告セグメントに含まれない収益及びセグメント間取引消去額等が含まれております。

(*6) 各報告セグメントに関連する収益については、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントに配賦しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額

200,823円34銭

1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額

10,074円12銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権（有償）	第2回新株予約権（無償）
付与対象者の区分及び人数	SBI新生銀行常勤取締役及び執行役員等並びに同行子会社常勤取締役及び役付執行役員 66名	SBI新生銀行従業員並びに同行子会社執行役員及び従業員 4,523名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	同行普通株式 1,732,900株	同行普通株式 6,721,300株
付与日	2025年9月30日	2025年9月30日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	自 2025年9月30日 至 2028年6月30日
権利行使期間	自 2028年7月1日 至 2030年9月30日	自 2028年7月1日 至 2030年9月30日
権利行使価格	1,153円	1,153円
付与日における公正な評価単価	— (注) 4	— (注) 4

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年3月期から2029年3月期までのいずれかの事業年度において、SBI新生銀行が提出した有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様。）から計算される調整後税引前当期純利益が、一度でも1,315億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権行使することができる。上記調整後税引前当期純利益は、同行の連結損益計算書に記載された税引前当期純利益に子会社清算損益を減算した額とする。

なお、上記における調整後税引前当期純利益の判定に際しては、同行が提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、同行の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合等、当該数値で判定を行うことが適切ではないと同行取締役会が判断した場合には、同行は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、同行、SBI新生銀行グループ又はSBIグループの取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、定年後再雇用又は有期雇用に係る契約期間満了による退職、その他正当な理由があると同行取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 公正な評価単価に代え、本源的価値により計算を行っております。